

6 水管第 2598 号
令和 6 年 12 月 11 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和 6 管理年度
における漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（諮問第 464
号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき定めた特定水産資源（すけとうだらオホーツク海南部）に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等について、別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年三月一日農林水産省告示第四百八号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前												
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二 （略） 第三 すけとうだらオホーツク海南部 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>60,000トン</u> 二 （略） 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業</td><td><u>59,900</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	<u>59,900</u>	(略)	(略)	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二 （略） 第三 すけとうだらオホーツク海南部 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係） <u>58,000トン</u> 二 （略） 三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 <table><tr><th>大 臣 管 理 区 分</th><th>大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量</th></tr><tr><td>すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業</td><td><u>57,900</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量	すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	<u>57,900</u>	(略)	(略)
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	<u>59,900</u>												
(略)	(略)												
大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量												
すけとうだらオホーツク海南部沖合底びき網漁業	<u>57,900</u>												
(略)	(略)												
第四～第六 （略）	第四～第六 （略）												

**令和 6 管理年度すけとうだらオホーツク海南部
漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について**

令和 6 年 12 月
水 産 庁

1 T A C

(1) 変更の理由

本資源は、主たる産卵場が外国水域にあり、分布の一部が我が国水域におよぶ「またがり資源」であるため、資源管理基本方針別紙 2-10「すけとうだらオホーツク海南部」第 4 の 2 の規定により、漁獲可能量の算定方法は、「資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する」としているところ。

令和 6 管理年度の漁獲実績は、令和 6 年 10 月時点で 44,106 トンに達し、漁期全体の予測は、「近年の最大漁獲量」を上回る。

このため、漁獲可能量を下記のとおり新たな「近年の最大漁獲量」を考慮した数量に変更する。

(2) 令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）の T A C

変更後	60,000 トン
変更前	58,000 トン

(参考 1) 60,000 トンの計算方法

年間漁獲予測量（下記 (1)～(2) の合計値）を千トン未満切り上げて算出。

(1) 4 月～10 月：令和 6 管理年度の漁獲実績(44,106 トン)

(2) 11 月～翌 3 月：過去の操業状況をもとに漁獲量を推定(15,492 トン)

(参考 2) すけとうだらオホーツク海南部 T A C の推移（直近 5 漁期）

単位：トン

R6 年(変更案)	R6 年	R5 年	R4 年	R3 年	R2 年
60,000	58,000	58,000	58,000 (63,000)	56,000 (62,000) (58,000)	55,000 (65,000)

※括弧内は変更後の数字（期中改定があった場合）

(参考 3) すけとうだらオホーツク海南部の漁獲実績

単位：トン

特定水産資源	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)	R1 年 (2019 年)
すけとうだら オホーツク海南部	37,561	56,723	53,991	57,765	55,785

(参考 4) 資源管理基本方針 別紙 2-10「すけとうだらオホーツク海南部」より抜粋
第 4 漁獲シナリオ

1 漁獲シナリオ

我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

2 漁獲可能量の算定方法

資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量を算定する。

2 配分

資源管理基本方針別紙 2-10「すけとうだらオホーツク海南部」第 6 の 1 に従い、漁獲実績等により、別紙のとおり配分する。

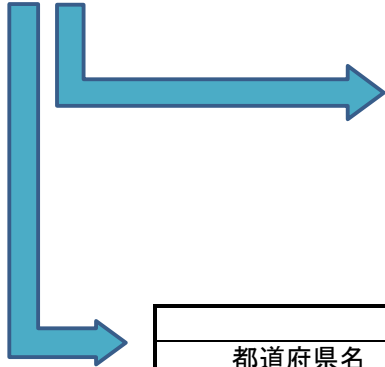
(参考 4) 資源管理基本方針 別紙 2-10「すけとうだらオホーツク海南部」より抜粋
第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和 2 年（2020 年）から令和 4 年（2022 年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

令和6管理年度すけとうだらオホーツク海南部漁獲可能量(TAC)の変更及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだらオホーツク海南部	60,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	59,900

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	北海道については、現行水準とする。